

国立大学法人岩手大学監事に関する規則

令和5年3月24日 制定

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人岩手大学学則第10条第3項に定める国立大学法人岩手大学（以下「本学」という。）の監事に関し、国立大学法人法（以下「法人法」という。）に定めるもののほか、職務及び候補者の推薦方法について必要な事項を定める。

(職務)

第2条 監事は、本学の業務を監査し、その他法人法の定める職務を行う。

2 監事による本学の業務の監査に関し必要な事項は、別に定める。

(候補者の推薦方法)

第3条 法人法に基づき文部科学大臣が行う本学の監事の任命に際して、本学が推薦する監事の候補者は、国立大学法人岩手大学監事候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）により選考するものとする。

2 選考委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(規則の改廃)

第4条 この規則の改廃は、監事の意見を聴いて行うものとする。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。